

新型コロナウイルスに感染した際の出席停止期間の基準は、感染症法上の位置づけが「5類」に移行するのに伴い、学校保健安全法の施行規則により「発症の翌日から5日間」で、なおかつ「症状が軽くなってから1日経過するまで」となりました。登園再開するときは、必ず保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」に必要事項を記入して、園に提出してください。

## 新型コロナウイルス感染症 治癒報告書(保護者記入)

高岡第一学園

認定こども園福岡ひばり園

令和 年 月 日

園長 川原 修平 殿

医療機関で診察し、「新型コロナウイルス感染症」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に使用のない状態になりましたので、報告します。

組

園児名: \_\_\_\_\_

保護者名: \_\_\_\_\_

1. 診断名: **新型コロナウイルス感染症**

2. 初診日(新型コロナウイルス診断された日)

令和 年 月 日( )

3. 発症日(発熱や診断のきっかけとなった症状が見られた日)

令和 年 月 日( )

4. 登園の基準による登園可能日 または医師から登園を認められた日

令和 年 月 日( )

5. 受診した医療機関

医療機関名: